

福岡県ソフトテニス連盟
強化委員会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本委員会は、福岡県ソフトテニス連盟規約第21条2項に定める強化委員会(以下「委員会」という)といい、福岡県ソフトテニス連盟(以下「本連盟」という)内に設置する。

(事務局)

第2条 本委員会の事務局は、次に掲げるところに置く
〒812-0054 福岡市東区馬出3-15-25-115
長野 廣充
090-3198-7166

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本委員会は、福岡県のソフトテニス競技力水準の向上及び、各世代への普及活動を通し、福岡県のソフトテニス発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本委員会は、第3条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 選手強化事業
- (2) 福岡県強化推進実行委員会補助対象事業
- (3) 福岡県を代表する監督・コーチ・選手の選考 (内規に定める)
- (4) 派遣依頼がある場合の選手の派遣
- (5) 強化委員会の年間事業計画及び、予算・決算の作成
- (6) 強化委員会の経理・予算の管理
- (7) 事業の周知
- (8) その他、強化委員会が必要と認めた事業
- (9) 理事長からの指示によるもの

第3章 組織

(委員)

第5条 本委員会は、次の委員をおくことができる。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 会計 2名以内

- (4) 委員 15名以内
(部会)

第6条 本委員会は、委員長の判断により事業の効率化及び、情報の集約・分析を行うため次の部会を設置する事ができる。

- (1) 小学部会
(2) 中学部会
(3) 高校部会

第4章 委員の選任

(委員選任)

第7条 本委員会の委員の選任は次のとおりとする。

- (1) 委員長 理事長の推薦に基づいて総会の決議により会長が委嘱する
(2) 副委員長 委員長の推薦に基づいて理事長が委嘱する
(3) 会計 委員長の推薦に基づいて理事長が委嘱する
(4) 委員 委員長の推薦に基づいて理事長が委嘱する

第5章 委員の任務・任期

(委員の任務)

第8条 本委員会委員の任務は次のとおりとする。

- (1) 委員長 委員長は、本委員会を代表し、理事長の命を受けて職務を執行する
(2) 副委員長 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する
(3) 会計 本委員会の予算に基づき、会計事務を職務する
(4) 委員 委員会を組織し、職務を執行する

(委員の任期)

第9条 本委員会の委員の任期は、本連盟規約第16条に準ずる。

第6章 委員会

(委員会)

第10条 本委員会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 委員会は、必要に応じ委員長が召集する
(2) 委員会は、委員の過半数の出席で成立する
(3) 委員会の議長は、委員長もしくは、委員長の指名者が行う
(4) 議事は、出席者の過半数の賛成をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する

- (5) 委員会は、委員長が必要と認めた場合、理事長及び有識者の出席を認める
- (6) 急を要する議事、もしくは委員長が必要と認めた場合、委員長及び、副委員長の会議で決議することができる
- (7) 委員会決議事項は、常任理事会で承認された後施行する

第7章 会計

(資産の管理)

- 第11条 資産の管理及び会計は、福岡県ソフトテニス連盟規約第23条2項に準ずる。
福岡県強化推進実行委員会補助対象事業は、福岡県会計規則に準ずる

(経費の支弁)

- 第12条 本委員会の事業遂行に要する経費は、本委員会の資産を持って支弁する。
福岡県強化推進実行委員会補助対象事業は、実行委員会補助金及び、本委員会資産を持って支弁する

(事業計画及び収支予算)

- 第13条 本委員会の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に委員会で作成する。
福岡県強化推進実行委員会補助対象事業は、本委員会で計画し、実行委員会に事業計画及び、会計報告を行い、その写しを本委員会に保管する

(会計年度)

- 第14条 本委員会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
福岡県強化推進実行委員会補助対象事業は、特別会計とし4月1日より3月31日までとする

第8章 規約の変更

(規約の変更)

- 第15条 本委員会の規約の変更は、委員会の3分の2以上の賛成をもって決議し、常任理事会の承認を要す。

附則

- (施行期日) 平成18年 4月 1日
(施行期日) 平成29年 2月 5日